

綾川町公告第 83 号

都市計画の案に係る公聴会の開催について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項及び綾川町都市計画公聴会規則（平成 28 年綾川町規則第 27 号）第 2 条の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、同規則第 3 条の規定により公告する。

平成 29 年 5 月 8 日

綾川町長 藤 井 賢



1 開催日時 平成 29 年 5 月 26 日（金） 午後 6 時 00 分から

2 開催場所 綾川町綾南農村環境改善センター 1 階 研修室

3 意見を聞こうとする都市計画案の概要

高松広域都市計画用途地域の変更（案）

本案は、高松広域都市計画用途地域に綾川都市計画用途地域を追加しようとするものです。

綾川町が平成 27 年 3 月に策定した綾川町都市計画マスタープランでは、将来の目指すべき都市の姿として、ことடன்綾川駅等の交通利便性が高く、都市機能の集積した地区を中心とした集約型都市構造の実現を図ることとしており、その実現方策として、用途地域の設定が示されています。

このため、ことடன்滝宮駅及び綾川駅周辺の約 110 ヘクタールについて、町の中心市街地として土地利用計画を明らかにし、市街地における無秩序な開発を防止するとともに、良好な居住環境を有する市街地の形成を図り、居住や都市機能を適切に誘導するため、用途地域を指定しようとするものです。

4 都市計画案の閲覧

(1) 閲覧期間

平成 29 年 5 月 8 日（月） から 平成 29 年 5 月 22 日（月）

土、日、祝日を除く 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 閲覧場所

綾川町役場 建設課 窓口

5 公述の申出の方法及び期限

(1) 申出の方法

公聴会に出席して意見を述べようとする者（都市計画案に係る地域の住民又は当該都市計画案について利害関係を有する者に限る。）は、公述申出書に意見の要旨を記載した書面を添えて町長に提出すること。

(2) 申出の期限

平成 29 年 5 月 22 日（月）まで（郵送可 5 月 22 日必着）

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催は中止する。

(3) 問い合わせ先

〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町建設課 電話 087-876-5280